

入札公告

次のとおり一般競争に付すので公告します。

平成30年11月5日

一般財団法人 日本救急医療財団 理事長 行 岡 哲 男

1 調達内容

(1) 調達件名

平成30年度(第42回)～平成31年度(第43回)救急救命士国家試験監督業務委託

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行場所

一般財団法人日本救急医療財団が実施する救急救命士国家試験の試験会場
北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の5か所

(5) 入札方法

入札金額については、平成30年度実施の本業務の本体価格のほか、別添仕様書に規定するもの等の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(円未満の端数切り捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

この入札は国の入札制度に一部準じて行うことから、

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」であって、「A」又は「B」等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (6) 入札説明書の別紙3に掲げる入札適合条件をすべて満たす者であること。
- (7) 過去3年間に全国規模での国家試験監督業務（厚生労働省所管国家試験監督業務）に係る契約実績を有する者であること。又は、過去3年間に当財団と契約実績があり、過去3年間に全国規模での国家試験監督業務に係る契約実績を有する者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の審査を受け、プライバシーマークを取得している者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (10) 官公庁から指名停止を受けている期間中の者でない者。
- (11) 入札説明会に参加した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4
HF湯島ビルディング7階
一般財団法人日本救急医療財団 試験免許部
TEL 03-3835-0099
FAX 03-3835-0299
- (2) 入札説明書の交付期間
公告日から平成30年11月15日（木）まで上記（1）の場所で交付する。
ただし、土、日、祝日を除く平日の9時30分から12時00分と14時00分から17時00分までとする。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
日 時 平成30年11月20日（火）14時00分
場 所 一般財団法人日本救急医療財団 会議室
出席人数は1社あたり2名までとします。
- (4) 入札書の受領期限
平成30年11月28日（水）17時00分までに持参すること。
- (5) 開札の日時及び場所
日 時 平成30年11月29日（木）14時00分
場 所 一般財団法人日本救急医療財団 会議室

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明

する書類を指定する期日（平成30年11月27日（火）17時00分）までに持参すること。

入札者は、財団から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 交渉権者の決定

本公告に示した業務を履行できると財団が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とする。

ただし、第一交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とするところがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上公告します。